

年 月 日

主治医 様

保護者様

熊本県立熊本工業高等学校長
野崎 康司

熊本県立熊本工業高等学校長
野崎 康司

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、**学校での蔓延、流行を防ぐため出席停止の措置**をとることができます。下記に記載の「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、主治医の指示に従い御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、主治医等の御好意により、学校の用紙に記載していただける場合は、右の「罹患証明書」への記入をお願いしてください。**この用紙への記載は、法律等で無料と定められているものではありません。有料の場合は、学校から文書料の支給はなく、個人負担となりますのでご了承ください。**

また、この証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任への提出をお願いします。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

第1種	感染症予防法に規定する1類、2類感染症(省略)
第2種	(飛沫感染をするもので児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの) インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱結核 新型コロナウイルス感染症 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	(感染症のうち学校教育活動を通じ、学校において流行を拡げる可能性があるもの) コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

※なお、感染症に罹患した期間は、出席停止扱いとなります。

誠におそれいりますが、学校保健安全法に定められている**出席停止扱いに該当している疾患に罹患している場合は証明**をお願い致します。

年 科 号 氏名

下記のとおり、○印の疾患により治療していることを証明します。

期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで(見込み)

診断名

(第2種の感染症)

1 インフルエンザ

2 百日咳

3 麻しん

4 流行性耳下腺炎

5 風しん

6 水痘

7 咽頭結膜熱

8 新型コロナウイルス感染症

9 結核

10 髄膜炎菌性髄膜炎

(第3種の感染症)

1 コレラ 腸チフス パラチフス

2 細菌性赤痢

3 腸管出血性大腸菌感染症

4 流行性角結膜炎

5 急性出血性結膜炎

6 その他の感染症

(学校生活において他に拡大感染させるもの)

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印